



消防設備士免状の交付を受けている方が、消防法で定期的に受講を義務付けられている講習会です。

○講習の詳細等は一般財団法人新潟県消防設備協会の [ホームページ](#) をご覧ください。

○申し込み方法

受講申請書は、消防本部予防課および管内の消防署、分署、出張所で配布しております。お渡しする受講案内に従い、お申し込みください。

※令和6年8月末で新潟県収入証紙の販売が終了します。

11月講習の受講を予定している方は、8月30日（金）までに新潟県収入証紙を購入してください。

購入できなかった場合は、一般財団法人新潟県消防設備協会（電話 025-284-2420）へお問い合わせください。

また、新潟県収入証紙の使用は令和7年3月末日までです。令和7年4月以降は使用できなくなりますのでご注意ください。

令和7年度から、消防設備士講習（義務講習）の受講手数料は「納付書」での納付に変更となります。



【お問い合わせはこちらへ】

新発田地域広域事務組合消防本部予防課

電話 0254-22-8096

メール syobouka@shibata-kouiki.jp